○国土交通省告示第七百二十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16295	BMW LM25 ABA－	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
16296	BMW LM30 ABA－	〃	〃
16297	BMW KB30 ABA－	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16298	トヨタ URJ202W CBA－	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第七百二十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16299	BMW MH14 ABA－	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

○国土交通省告示第七百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16300	アウディ A8RCDNF ABA－	アウディジャパン株式会社	東京都世田谷区尾山台2丁目30番地8号
16301	アウディ A8RCALF ABA－	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16302	フォルクスワーゲン AV ABA－13C	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町5番地の10
16303	フォルクスワーゲン AW ABA－13C	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16304	メルセデス・ベンツ 212054C DBA－	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
16305	メルセデス・ベンツ 212056C DBA－	〃	〃
16306	メルセデス・ベンツ 212056 DBA－	〃	〃
16307	メルセデス・ベンツ 212072 CBA－	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年四月十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16308	ジャガー CB A－J05LB	ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
16309	ジャガー CB A－J05MB	〃	〃

○国土交通省告示第七百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年五月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16310	ホンダ PF02 EBL－	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1番1号

○国土交通省告示第七百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年五月十三日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年七月十四日

国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16311	三菱 A3W ZAA－H	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番8号

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十四日

東北地方整備局長　岡田　光彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町小平字南三番八から同町大平字清水七二番一まで	前	一七・八〇～五八・六〇メートル	一〇・五六〇キロメートル
	後	一七・八〇～一七四・〇〇メートル	〇・五六〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所